

地域包括ケア「見える化」システム を活用した地域分析について

令和8年10月

富谷市保健福祉部
長寿福祉課

(1) 地域包括ケア「見える化」システムについて

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における**介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を総合的に支援**するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

本システム利用の主な目的は、以下のとおりです。

- 都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能となることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易になる。
- 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくする。



出典：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

(2) 地域分析の方法について(地域包括ケア「見える化」システムの活用)

- ・介護保険制度は、全国一律の基準による要介護認定など市町村間の差を抑制し、適正化を図る仕組みがある一方で、高齢化の状況や地理的条件、家族構成等の地域差を必然的に生じさせる要素が含まれています。
- ・地域の実情を踏まえ、目指す方向性に沿った状況となっているか検証するため、定期的に地域分析を実施することが必要であり、地域分析の方法については、厚生労働省が提供する地域包括ケア「見える化」システム※1を用いて分析を行いました。
- ・地域分析を実施するためには地域間の比較を見る必要があるため、全国平均値や県平均値及び地域医療構想※2における本市と同一圏域に属する市町村(保険者)との比較を行い、特徴の把握や要因分析を実施しました。

※1 地域包括ケア「見える化」システム

・介護保険事業計画等の策定実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する情報が本システムに一元化され、グラフ等を用いた見やすい形で提供。

※2 地域医療構想

・都道府県は医療法第30条の4第2項第7号の規定に基づき、地域における将来のあるべき医療提供体制の構築に向けて医療機能の分化と連携を適切に推進するため、医療計画の一部として「地域医療構想」を策定。

(3) 宮城県における地域医療構想について

●構想区域※の設定

- 医療法施行規則第30条の28の2の規定により、「二次医療圏」を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置状況の見通しなどを考慮することとしています。
- 県では、上記の要素も踏まえて二次医療圏を設定していることから、「二次医療圏」=「構想区域」として下記の「4区域」を設定しています。

※構想区域

将来の必要な病床の整備を図るとともに、地域における病床の機能分化及び連携を推進するための地域的単位。



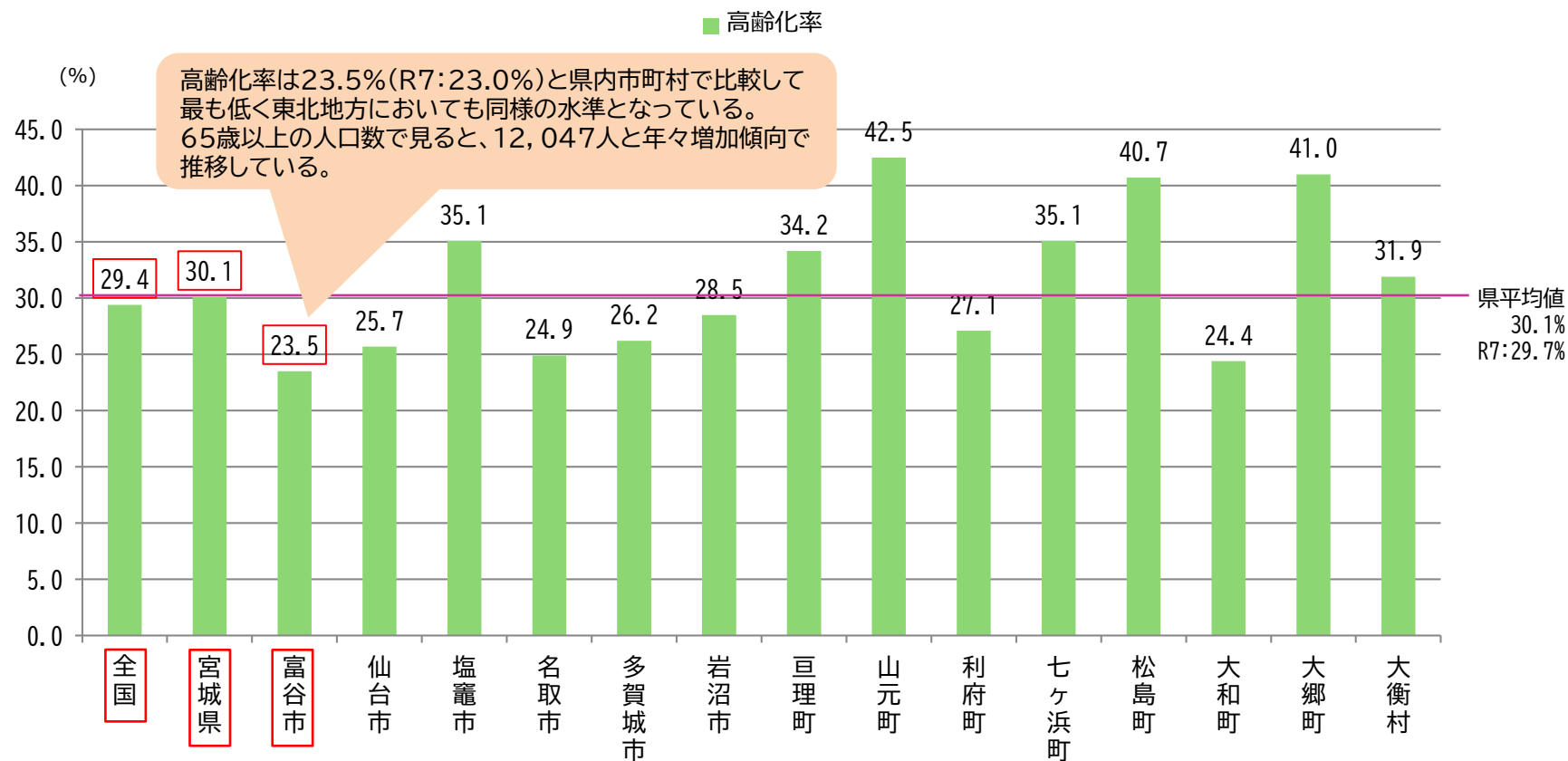
【図表4-2-1】第8次計画における構想区域

仙 南 構 想 区 域	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
仙 台 構 想 区 域	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡
大 崎 ・ 栗 原 構 想 区 域	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡
石巻・登米・気仙沼構想区域	石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市、牡鹿郡、本吉郡

出典：第8次宮城県地域医療計画（令和6年4月改定版）

(4) 65歳以上人口の高齢化率について

高齢化率（令和8(2026)年3月末時点）

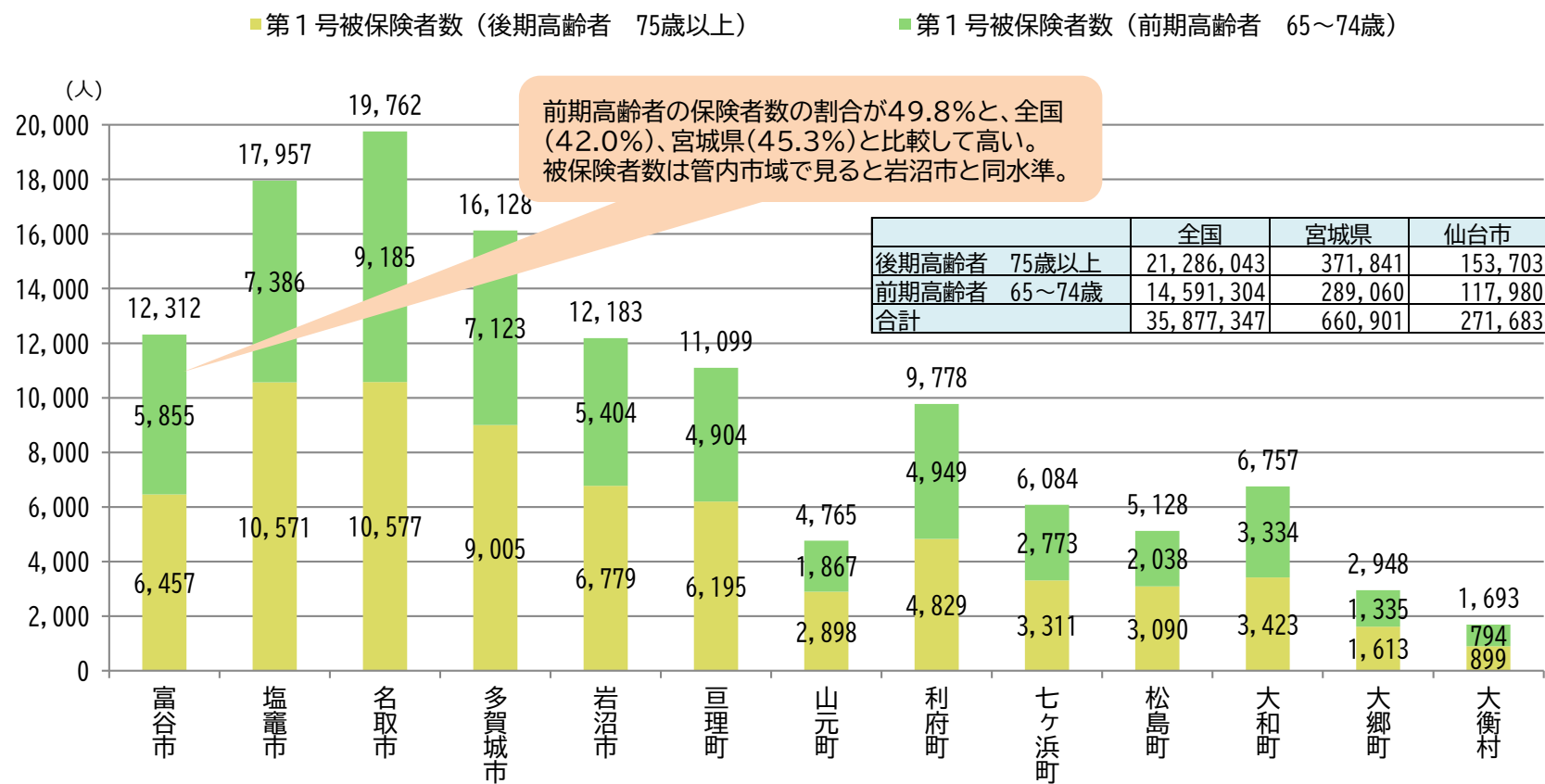


(時点) 令和8(2026)年3月末時点

(出典) 令和8年版「高齢社会白書」及び宮城県高齢者人口調査

(5) 前期・後期別第1号被保険者数について

前期・後期別第1号被保険者数（令和8年(2026年)4月）



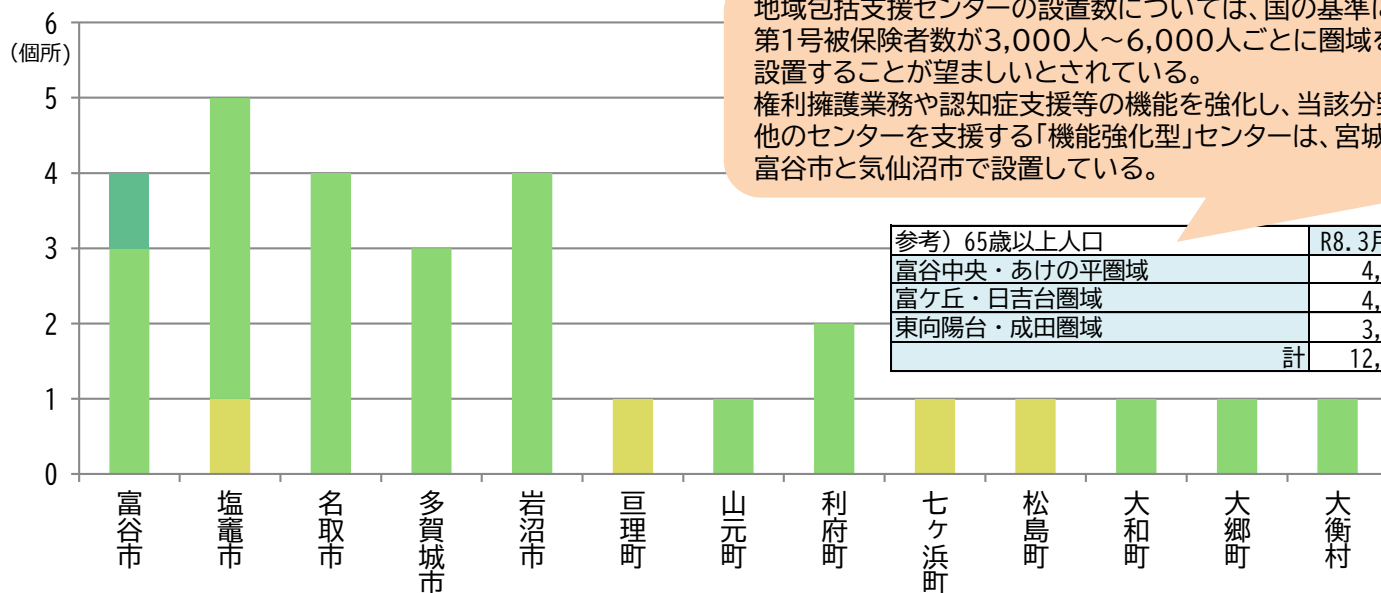
（時点）令和8年(2026年)4月

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6,7,8年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

(6) 地域包括支援センターの設置状況について

センター設置数（令和6年(2024年)）

■通常型（直営） ■通常型（委託） ■機能強化型（直営）（圏域なしを含む） ■機能強化型（委託）（圏域なしを含む）



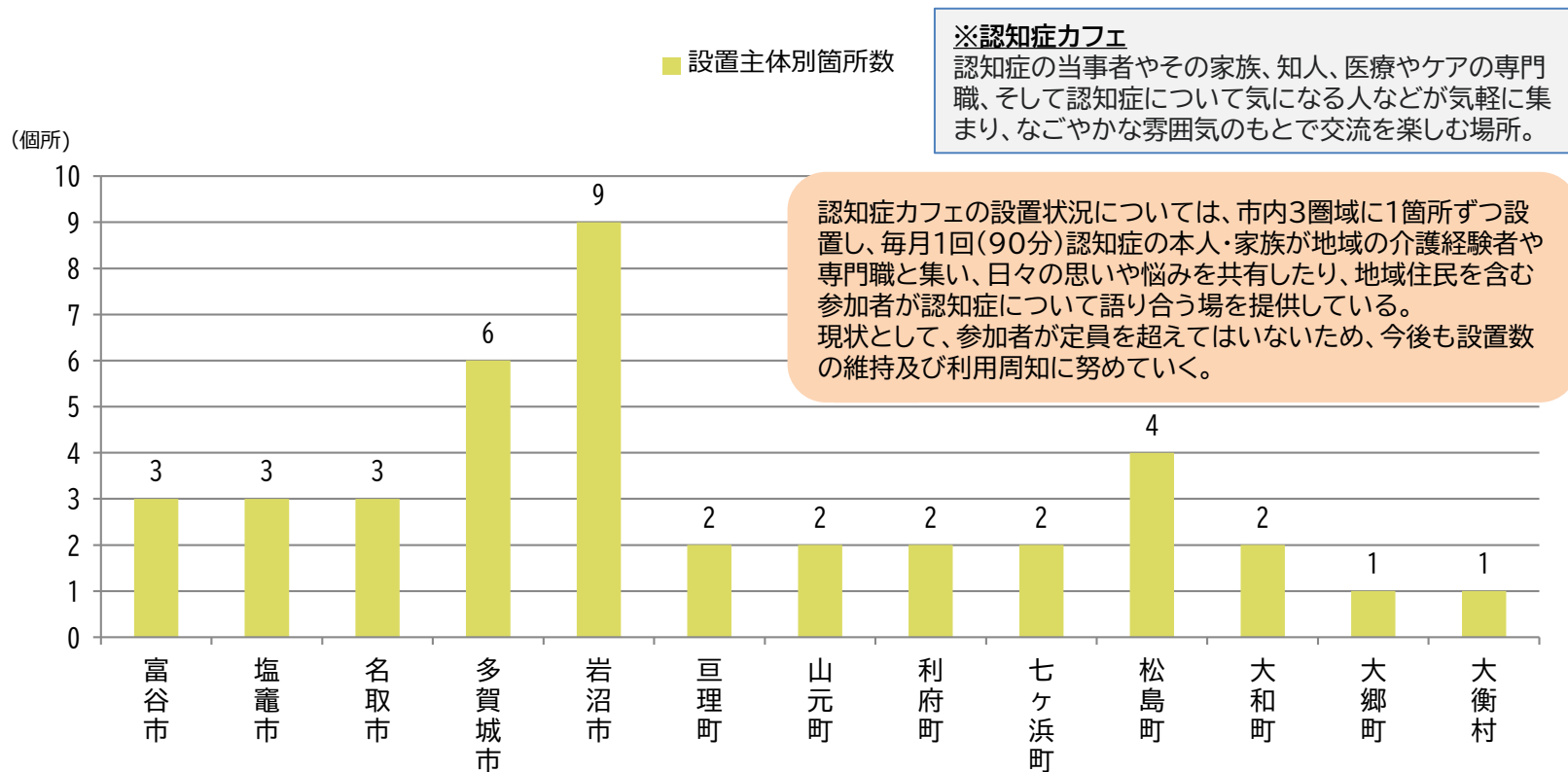
	富谷市	塩竈市	名取市	多賀城市	岩沼市	亘理町	山元町	利府町	七ヶ浜町	松島町	大和町	大郷町	大衡村
通常型（直営）	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0
通常型（委託）	3	4	4	3	4	0	1	2	0	0	1	1	1
機能強化型（直営）（圏域なしを含む）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機能強化型（委託）（圏域なしを含む）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（時点）令和6年(2024年)

（出典）厚生労働省「地域包括支援センター運営状況調査」

(7) 認知症カフェの設置状況について

認知症カフェ設置状況（設置主体別箇所数）（令和5年(2023年)）



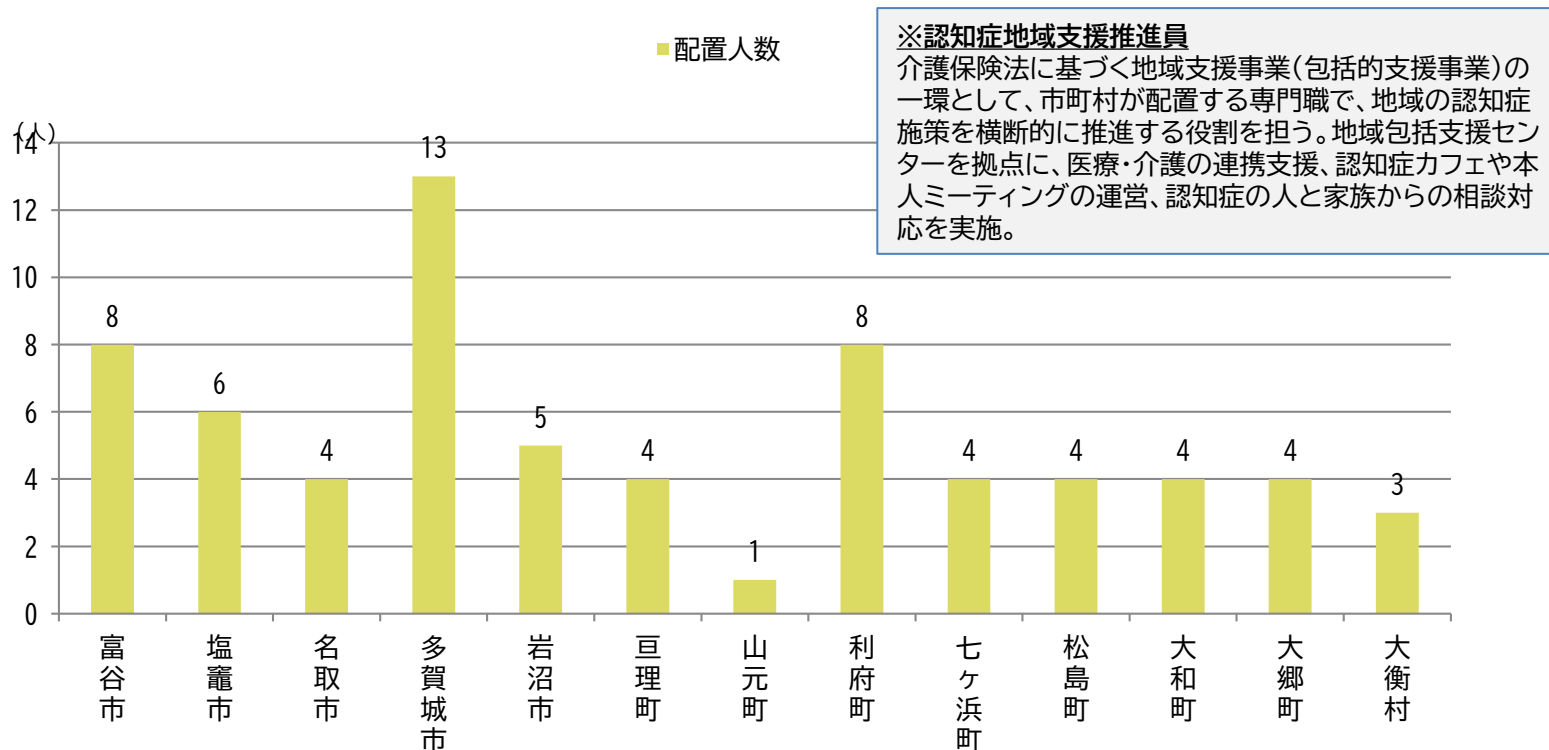
（時点）令和5年(2023年)

（出典）厚生労働省「認知症総合支援事業等実施状況調べ」

	全国	宮城県	仙台市
設置主体別箇所数	8,558	251	111

(8) 認知症地域支援推進員配置状況(配置人数)について

認知症地域支援推進員配置状況（配置人数）（令和5年(2023年)）



(時点) 令和5年(2023年)

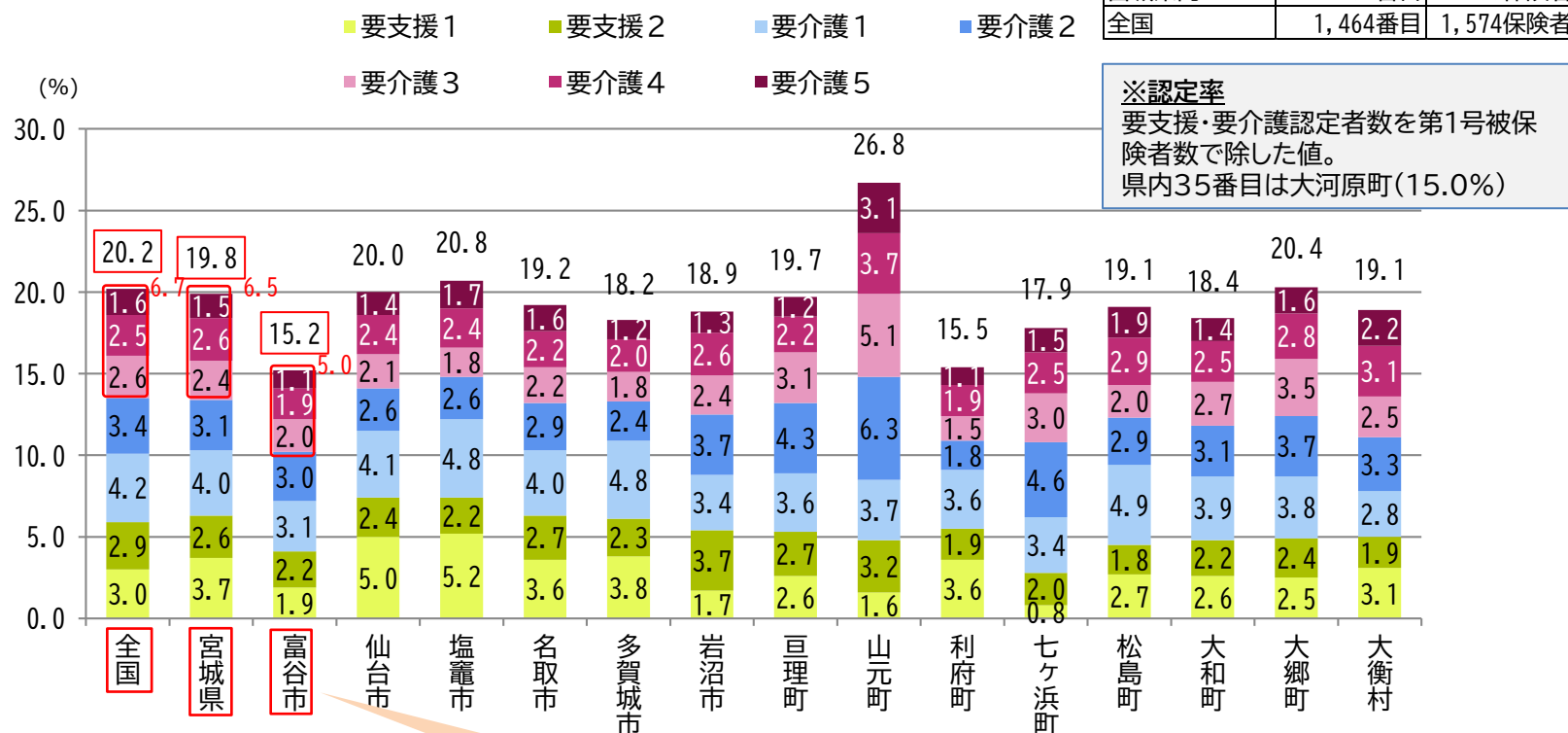
(出典) 厚生労働省「認知症総合支援事業等実施状況調べ」

	全国	宮城県	仙台市
配置人数	8,867	400	143

(9) 要介護度別認定率の状況について【65歳以上・全体】

認定率（要介護度別）（令和8年(2026年)4月）

富谷市の認定率の降順 (令和 8年 4月末時点)		
宮城県内	34番目	35保険者
全国	1,464番目	1,574保険者



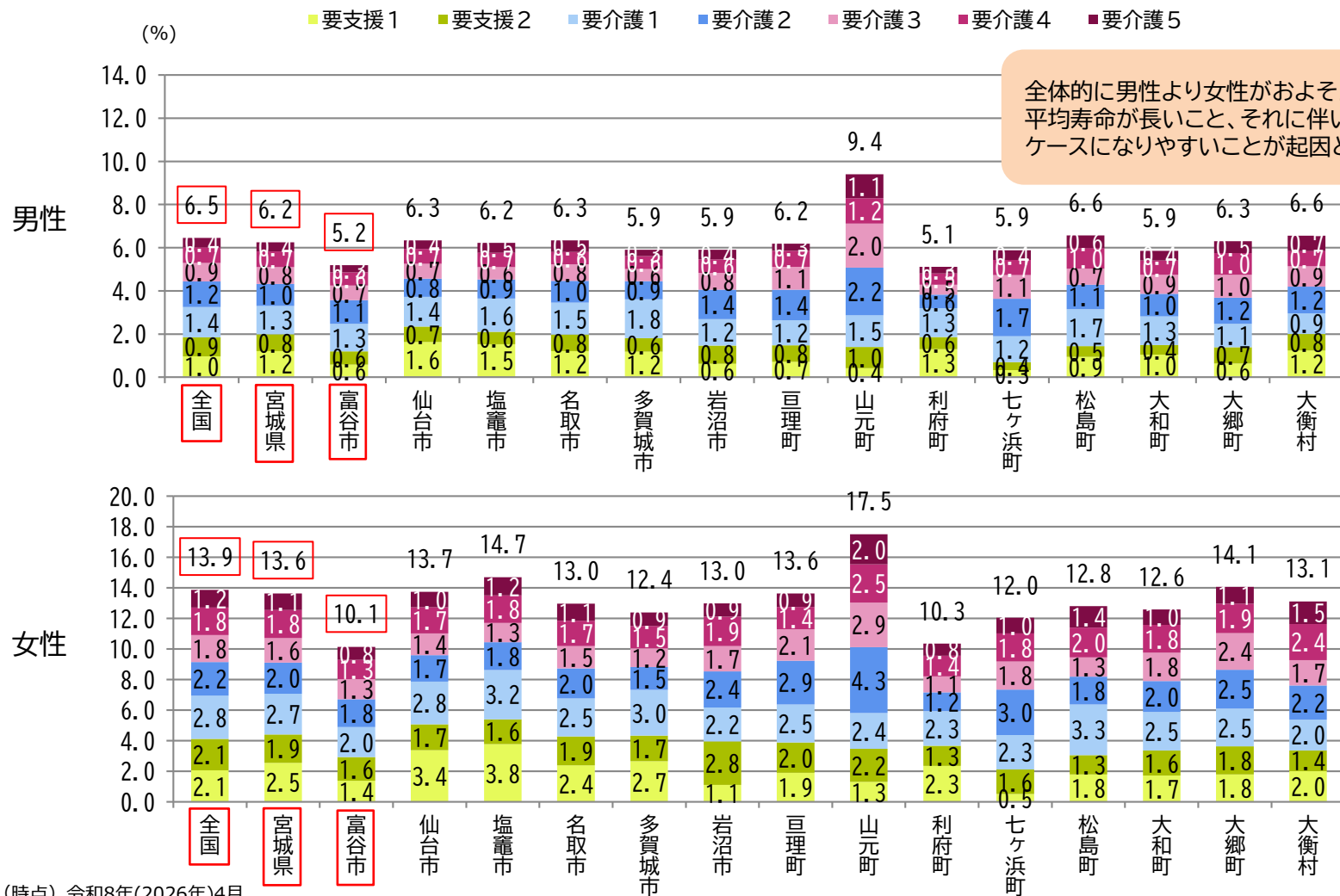
(時点) 令和8年(2026年)4月

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6,7,8年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

全国・県平均、他市町村と比較し低い水準となっている。
「要介護3」以上の重度認定率は5.0%で、こちらも他所と比較すると低く、第1号被保険者における前期高齢者の割合が高いことが、認定率を抑制していると考えられる。

(9) 要介護度別認定率の状況について【男女別】

※端数の関係で男女の合算値が①の数値と一致しない箇所があります。

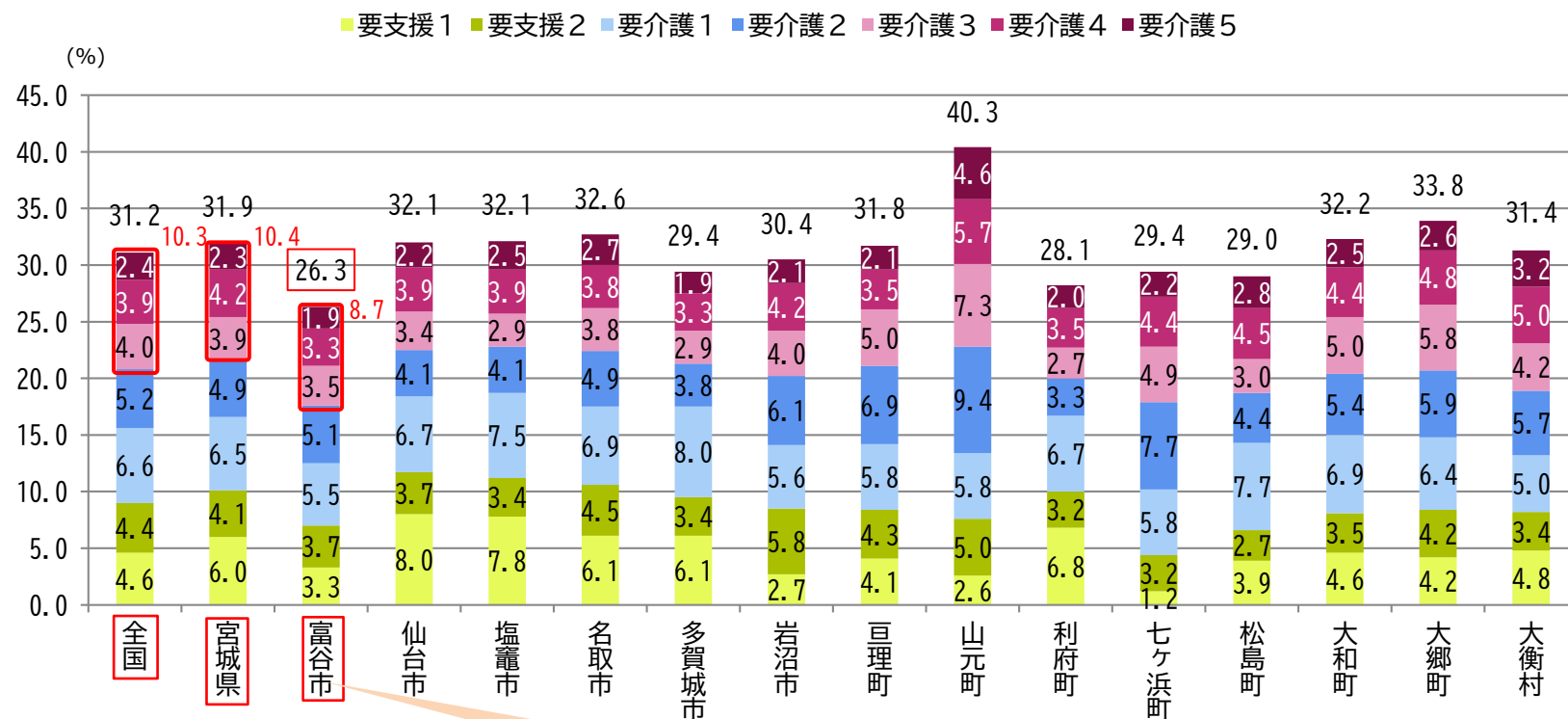


(時点) 令和8年(2026年)4月

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

(9) 要介護度別認定率の状況について【75歳以上・全体】

認定率（要介護度別）（75歳以上）（令和8年(2026年)）



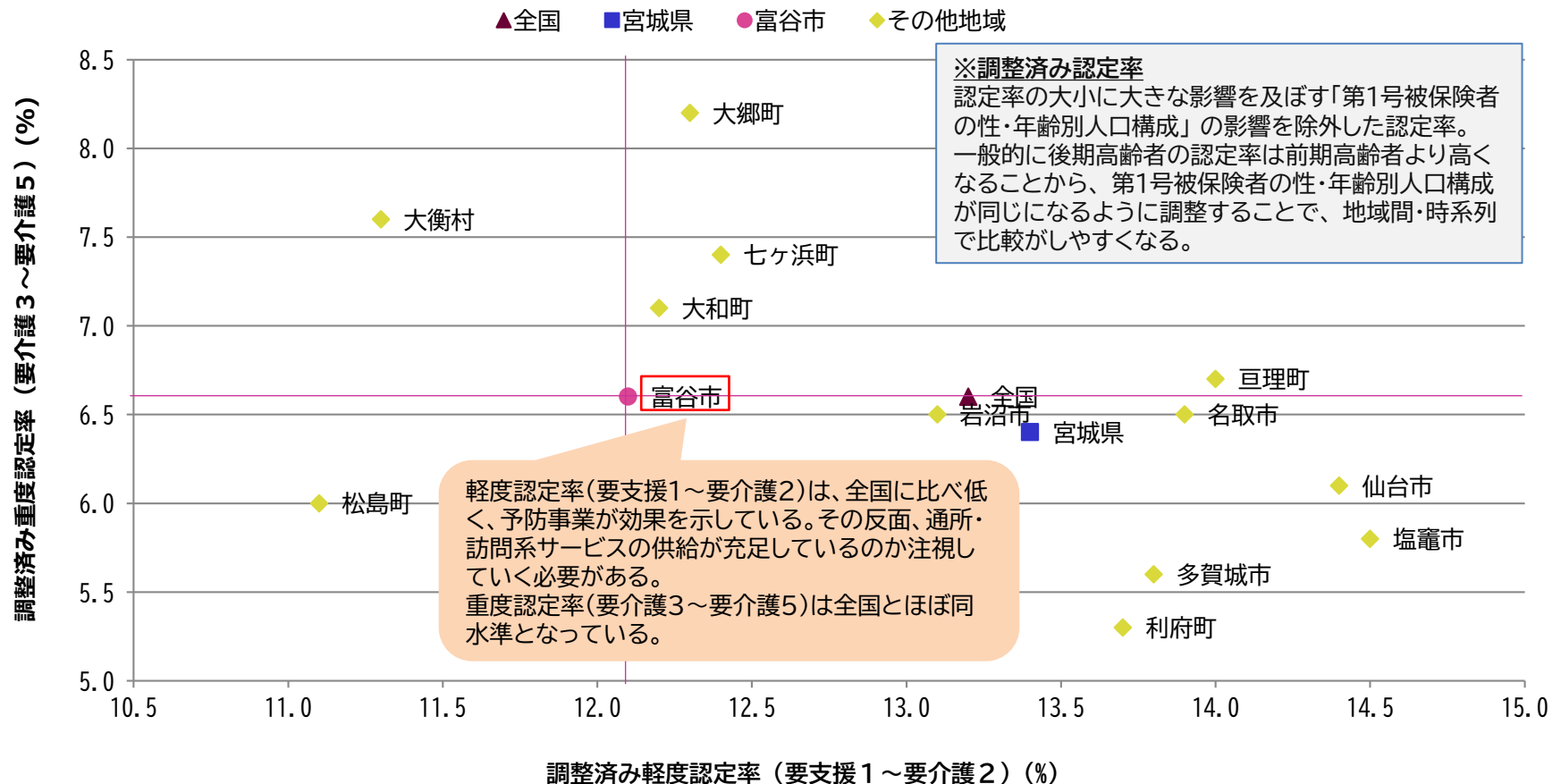
(時点) 令和8年(2026年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6,7,8年度のみ）
「介護保険事業状況報告」月報

全国・県平均、他市町村と比較し低い水準となっている。65歳以上と比べると認定率が1.73倍となっている状況。
「要介護3」以上の重度認定率は8.7%で、他所と比較すると低く、第1号被保険者における前期高齢者の割合が高いことが抑制していると考えられる。

(10) 要介護認定率の分布について

調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布（令和6年(2024年)）

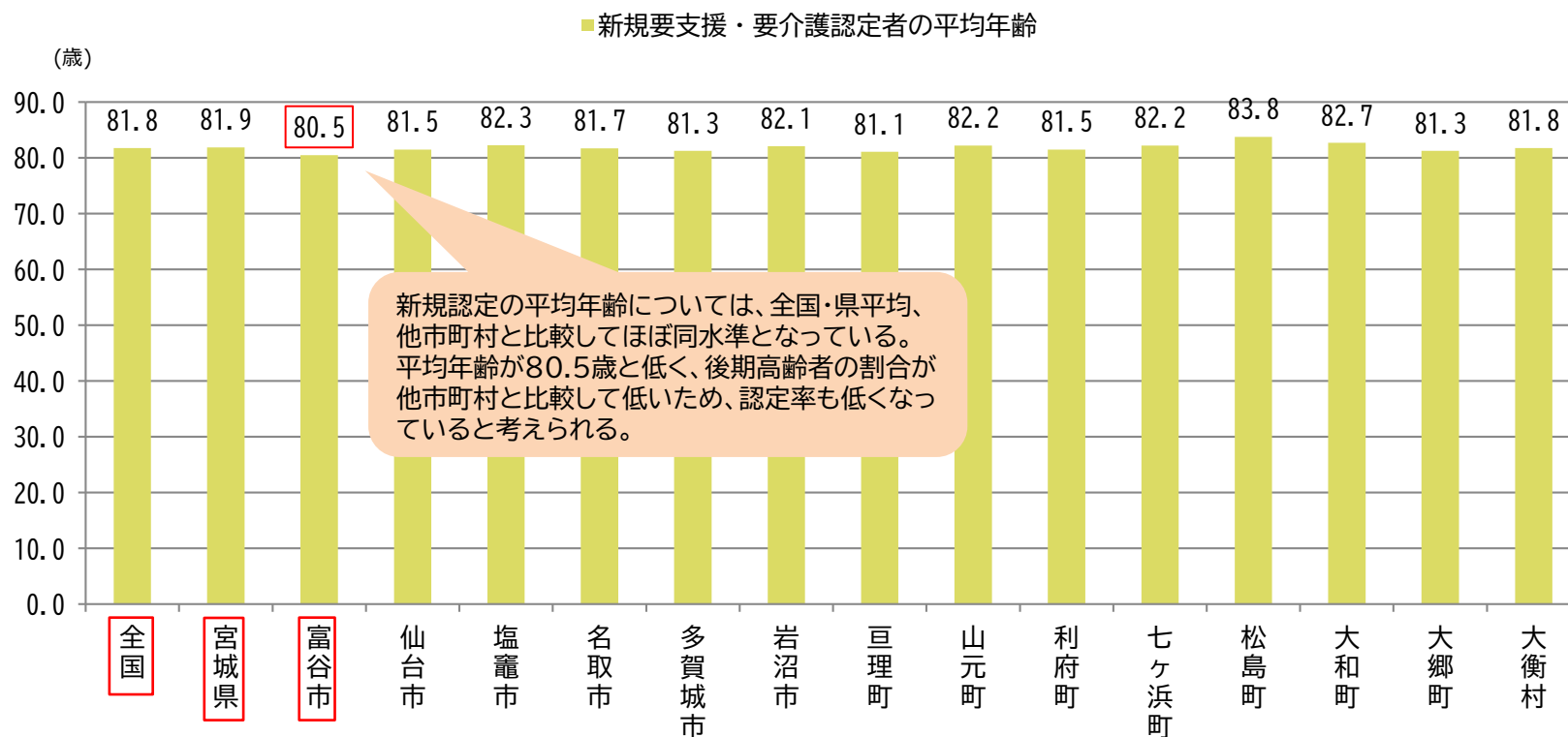


（時点）令和6年(2024年)

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

(11) 新規要支援・要介護認定者の平均年齢

新規要支援・要介護認定者の平均年齢（令和6年(2024年)）

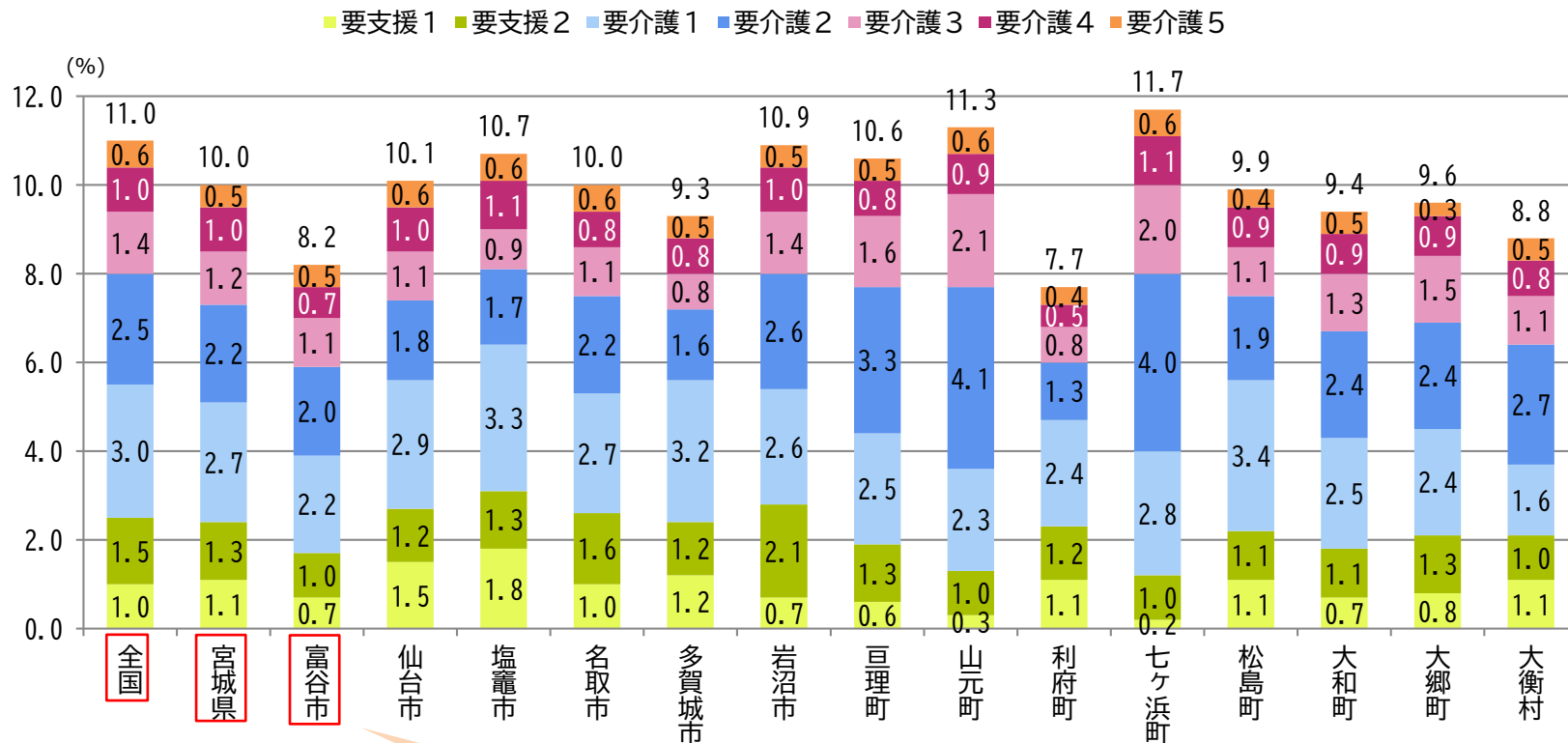


(時点) 令和6年(2024年)

(出典) 厚生労働省「介護保険総合データベース」(令和7年9月10日時点データにて集計)

(12) 要介護度別受給率について(在宅サービス)

受給率(在宅サービス) (要介護度別) (令和7年(2025年)6月)



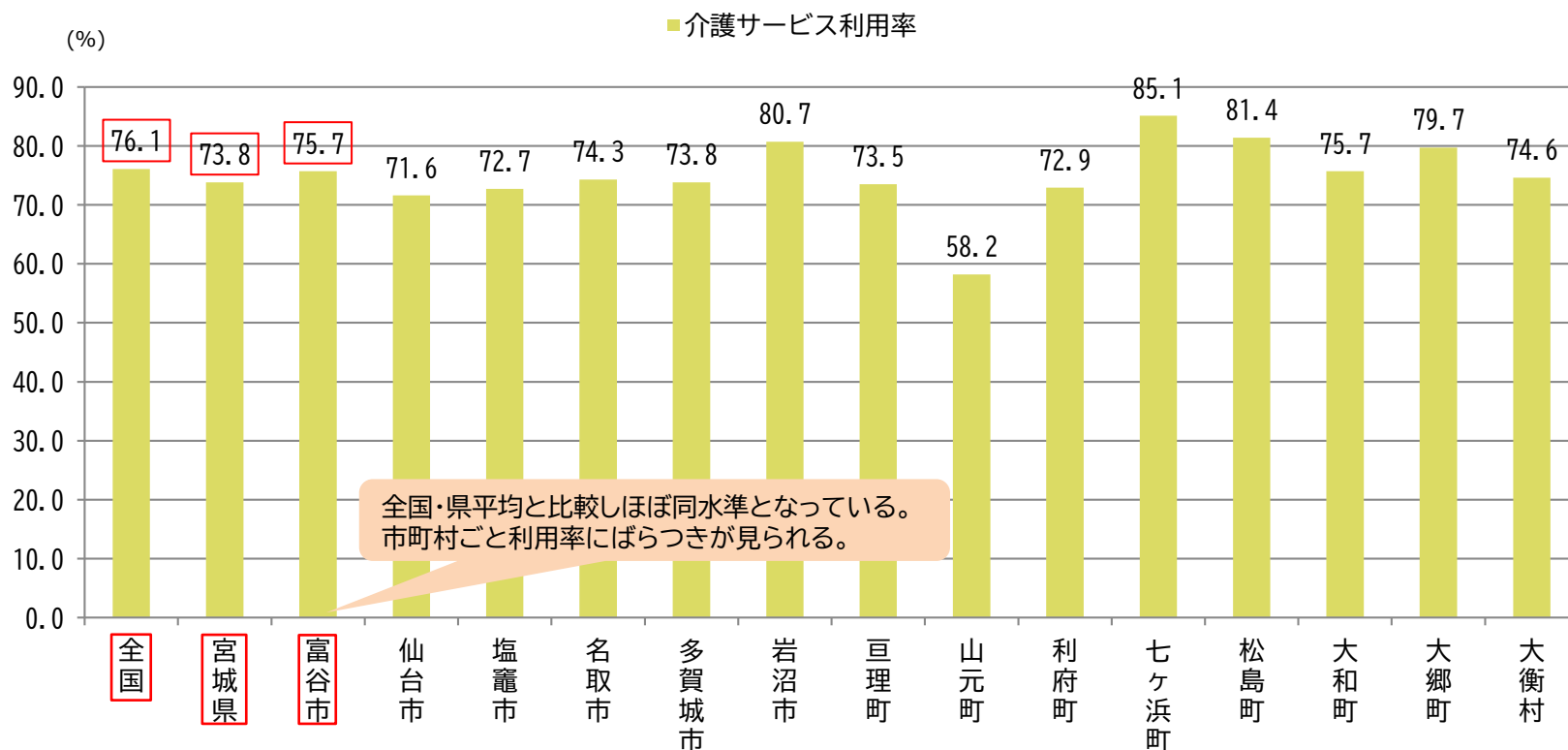
(時点) 令和7年(2025年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
(令和6,7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

全国・県平均、他市町村と比較し、低い数値となっている。認定者(サービス受給者)の平均年齢が比較的低く、訪問系サービス(ヘルパー等)の需要が抑えられていることが要因として考えられる。

(13) 介護サービス利用率について

介護サービス利用率（令和7年(2025年)）



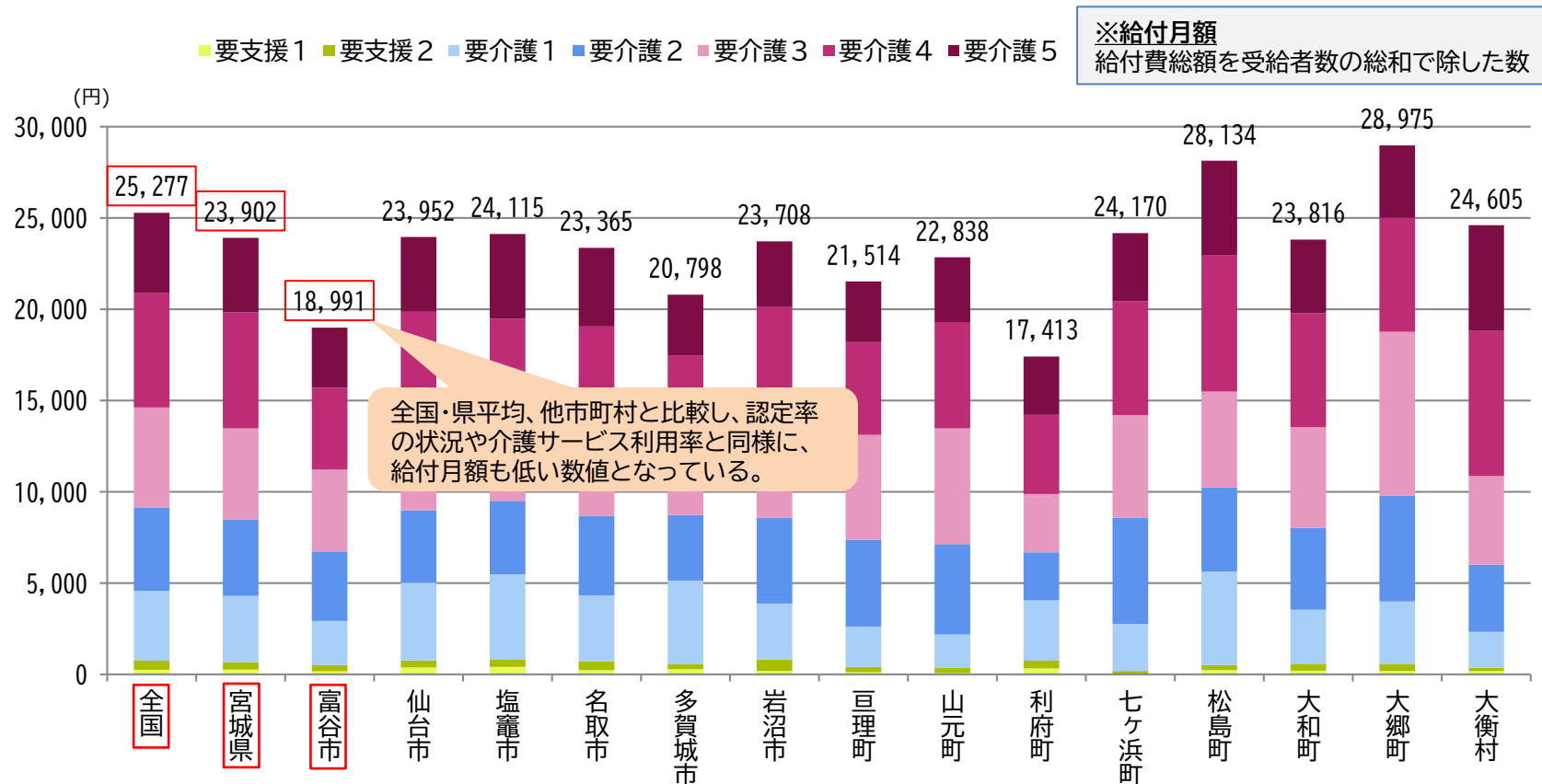
(時点) 令和7年(2025年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和6,7年度のみ）
「介護保険事業状況報告」月報

		全国	宮城県	仙台市
介護サービス利用率	(%)	76.1	73.8	71.6
合計認定者数	(人)	7,225,575	130,090	53,979
合計受給者数	(人)	5,496,859	95,994	38,644

(14) 第1号被保険者1人あたり保険給付月額(要介護度別)

第1号被保険者1人あたり給付月額(要介護度別) (令和7年(2025年)6月)

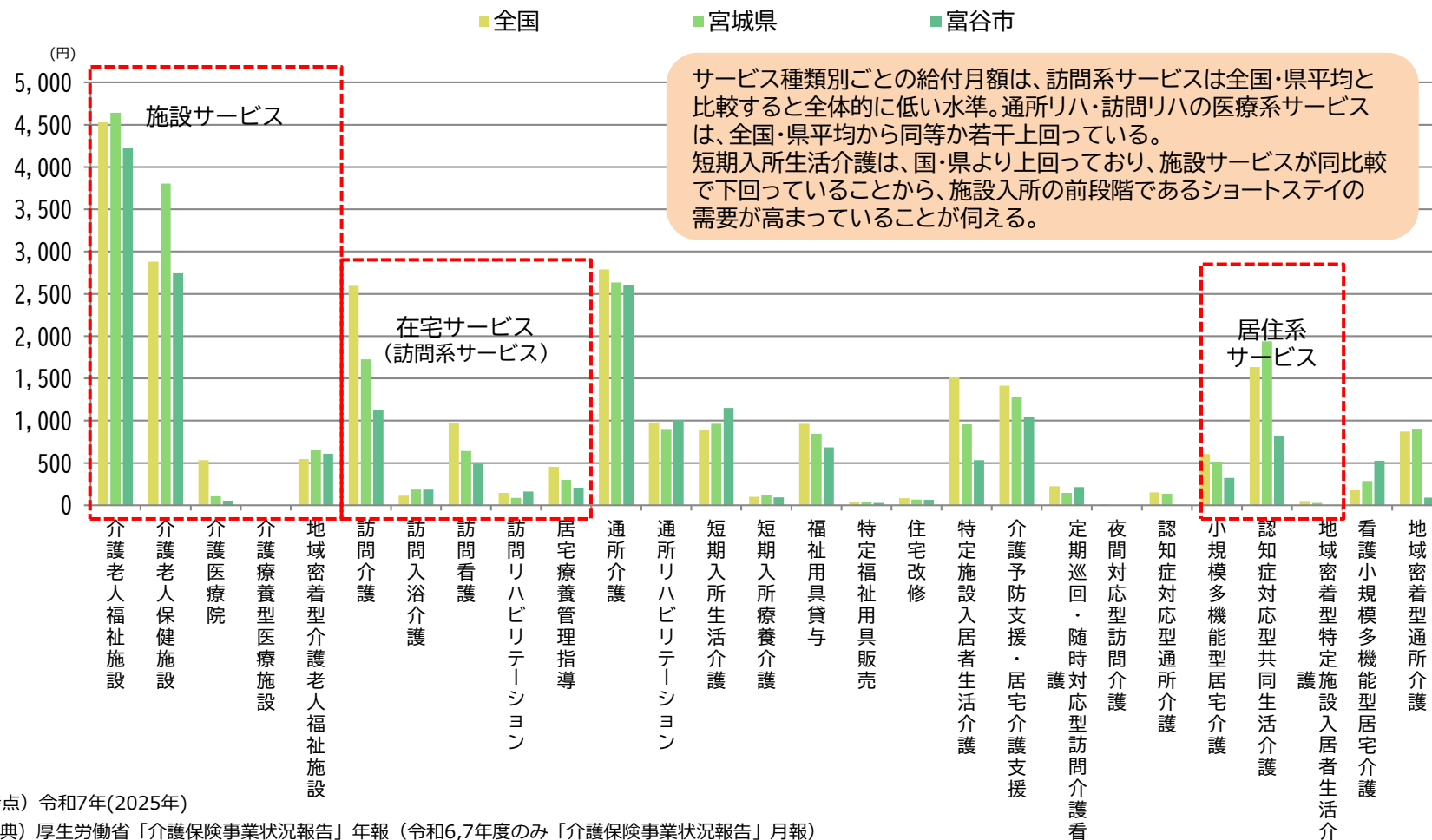


(時点) 令和7年(2025年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和6,7年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

(15) 第1号被保険者1人あたり保険給付月額(種類別)

第1号被保険者1人あたり給付月額(サービス種類別) (令和7年(2025年)6月)



(16) まとめ

- 65歳以上人口の高齢化率は、全国、県平均より低く、県内市町村の中で最も低い水準(東北地方においても同様の水準。)であるが、年々増加傾向で推移しており、今後も上昇していくものと捉える。
- 認定率は、全国、県、他市町村と比べ最も低い水準であった。介護予防や健康づくりの取組を積極的に行っており、これらの取組が認定率を下けている一つの要因であるものと分析している。
- 給付月額が全国平均等よりも低い要因として、必要なサービスが十分に提供されていないことなど推測されるが、給付に偏りが見られた場合には、自立支援に資する適切なケアプランとなるよう点検を行い、更なる適正化を図る必要がある。
- 保険給付月額は各自治体によって差があるが、受給者の年齢分布や家族構成、必要とされるサービス内容等や地域特性も踏まえ、それぞれ違うため、一概に数値だけの比較では難しい面もあると推測される。
- 介護給付適正化支援システム等を活用し、要介護認定等の適正化やケアプラン点検(住宅改修等の点検を含む)等の取組みを進める。(県内でのシステム導入自治体は富谷市と塩釜市の2市)。
- 今後、本システムのデータに加え、市内の日常生活圏域別(3圏域)の傾向や男女別の分析も給付実績データに基づき進め、引き続き、地域分析の深化を図る。